

# が変わります

地域で暮らし続けることができるよう医療とあわせた改正が行われ、4月から段階的に変わります。

## ②介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の入所基準が変わります

特別養護老人ホームの入所対象者が、要介護3以上の高齢者に限定されます。

すでに入所されている要介護1、または2の方や、制度改正後(4月以降)に介護度が改善された場合は、引き続き入所できる経過措置が設けられています。なお、要介護1、または2の方でも、やむを得ない事情のある場合は特例があります。

### 8月から変更

#### ①一定額以上の所得がある方は自己負担が2割になります

介護保険サービスの利用者負担割合は一律1割でしたが、所得が一定額以上ある65歳以上の方は利用者負担割合が2割に変更となります。対象者は合計所得金額が年間160万円以上で、年金収入とその他の所得金額の合計が単身世帯で280万円以上、2人以上の世帯で346万円以上です。

要支援、要介護の認定を受けた方には、利用者負担の割合が記載された「介護保険負担割合証」を発行します。

#### ②施設入所等の居住費・食費の負担軽減の支給基準が変わります

施設入所などにかかる費用のうち居住費と食費は原則自己負担ですが、住民税非課税世帯は負担が軽減されます。

配偶者が住民税課税者や、非課税世帯でも一定額以上の預貯金などの資産がある場合は支給されません。

#### ③高額介護サービス費の利用者負担限度額の一部が見直されます

介護保険制度では、同じ月に利用した利用者負担が一定額(所得などに応じた区分)を超えた場合、超えた部分について高額サービス費として支給を受けることができます。

医療保険の現役並み所得に相当する方は、限度額が37,200円から44,400円に引き上げられます。

| 8月からの限度額     |         |      |
|--------------|---------|------|
| 現役並み所得相当     | 44,400円 |      |
| 一般           | 37,200円 |      |
| 住民税非課税世帯など   | 24,600円 | (世帯) |
| 年金収入80万円以下など | 15,000円 | (個人) |



### 平成29年4月までに変更

#### ①要支援1・2の方が利用できるサービスが一部変更となります

要支援1、または2の方の訪問介護と通所介護は、全国一律のサービス、内容、運営基準、単価等から、住民の協力を取り入れた新しい介護予防・日常生活総合支援事業に移行します。

町では、地域の実情に応じたサービスが提供できるよう給付の仕組み、実施体制などを検討し、平成29年4月までに開始する予定です。